

コロナ禍で消費者が狙われています！

～手口を知って消費者トラブルを防ぎましょう！～

問合せ／市民安全課 ☎55-2750 ㊟51-0367



富士市消費生活センター
キャラクター「ふじまる」

富士市消費生活センターには、毎年多数の相談が寄せられます（3ページグラフ参照）。特に、コロナ禍の現在は、在宅している消費者を狙った悪質商法などが増えることが懸念されています。そこで今回は、手口を知れば被害を防げる事例を紹介します。これらのほかに、行政機関などのなりすましや、新型コロナウイルスへの予防効果を標榜する不当表示などによる被害も懸念されます。不安に思ったり、トラブルに遭ったりした場合は消費生活センターにご相談ください。

事例2 占いサイト



特徴

- ①無料で利用するつもりが有料のやりとりに誘導されている
- ②自分だけに向けられた言葉と思わせるメッセージが届く
- ③漢字2文字や特定の言葉などを延々と送信させられて支払いが高額になっている
- ④やめたいと思っても引き留められてやめられない

対策

- ・無料の占いだからといって気軽に氏名や生年月日などの個人情報を入力しない
- ・占い師を名乗る者からメッセージが届いても安易に返信しない

事例1 「保険金が使える」

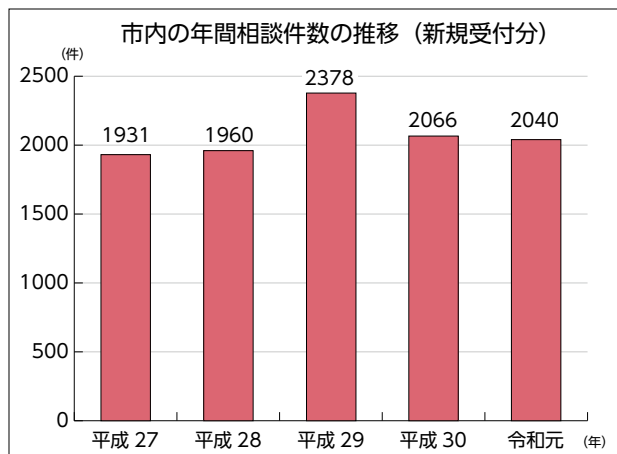


特徴

- ①「保険金が使える」と、住宅修理工事や保険金請求サポート契約を勧誘する
- ②保険金請求サポート手数料として、支払われた保険金の3～5割を求められる
- ③保険会社をだますような手口の保険金請求が行われている
- ④見積りがずさんで保険金が支払われなかったり、ずさんな工事が行われたりすることがある

対策

- ・屋根など自分で確認できない所に他人を入れない
- ・「保険金で自己負担なく住宅修理ができる」と勧誘されても、その場ですぐに契約をしない
- ・保険金の請求は、加入者自身で行うことが基本。まずは、書類をよく読んで確認し、自身が加入している保険会社や保険代理店等に直接相談する
- ・うその理由で保険金を請求するように勧められた場合には、契約している保険会社に相談する



悪質商法からの被害を未然に防ぐため、お住まいの地域や企業、学校などに出向いて啓発講座を行っています。詳しくは、市民安全課へお問い合わせください。

出前講座を実施しています

富士市消費生活センターでは、消費生活に関する様々な相談を専門の相談員が受け付けています。直接または電話でご相談ください。

とき／月～金曜日 9～16時
ところ／市役所3階北側
問合せ／富士市消費生活センター
☎(55) 2756

富士市消費生活センターをご利用ください！

事例4 偽SMS



特徴

- ① 宅配業者や通販会社など、実在する企業をかたったURL付きのSMS（ショートメッセージ）が届き、リンク先の偽サイトに誘導される
- ② 偽サイトにアクセスして、不正なアプリをインストールしたり、IDやパスワードなどを入力したりしてしまう
- ③ 身に覚えのない請求を受けたり、自分のスマートフォンから同じ内容の偽SMSが多数送信されたりするなどの被害に遭う

対策

- 企業を名乗って届いたSMSやメールであっても、記載されたURLを安易にクリックせず、サイトには、公式ホームページやアプリを通してアクセスするようにする
- URLにアクセスしてしまっても、提供元不明のアプリをインストールしたり、ID・パスワードなどを入力したりしない
- 不正なアプリをインストールした場合は、すぐに機内モードにし、アプリをアンインストールする
- 入力してしまったID・パスワードはすぐに変更する

事例3 排水管洗浄



特徴

- ① 手頃な価格提示、あるいは「通常より安い」と強調する
- ② 訪問をきっかけに目的以外の勧誘をする
- ③ 放っておくと大変なことになると、不安をあおる
- ④ 価格やサービス内容など、重要な内容は小さな文字で気づきにくい

対策

- チラシの目立たない部分や小さな文字に重要なことが記されていることがあるため、隅々までよく読む
- 契約を交わす前に、必要な契約かもう一度よく考える